

警察行政手続サイトを通じて申請可能な  
通行禁止道路通行許可の申請の内容  
(道路交通法施行規則第5条第1項)

- 1 過去に許可を受けた申請であって、許可期間が満了していないもののうち、
  - ・ 許可を受けた期間の変更（例：期間の延長、日時の変更）の申請
  - ・ 運転者の追加又は変更の申請
  - ・ 車両の諸元・構造・車種が同一のものへの変更の申請
- 2 許可期間を除き、過去に許可を受けた申請と同一内容の申請

※記載事項変更の取扱いはありませんので、1、2ともに新規申請時と同様の手続となります。